

東日本大震災から2年

＊ ＊ 防災チェックリスト ＊ ＊

○ 問合せ
総務課 ☎23-2119

東日本大震災からもうすぐ2年。災害は突然やってきます。しかし、常に災害に備え、さらに心の準備をしておけば突発的な事態でも、安全に落ち着いて行動が取れる可能性が高まります。何度もお伝えしていますがこの機会にもう一度、日頃の備えについて確認しましょう。

また、市では3月10日に、大規模災害の発生を想定した、総合防災訓練を実施します。この訓練は、関係機関の協力のもと、災害時の被害を最小限に抑えることを目指しています。訓練に参加することで避難方法や応急手当てなどを学ぶことができます。いざという時に自分の身を守り、手の届く人を助けられる知識を身につけるために、家族みんなで参加しましょう。(P16裏表紙に案内記事)

<安否・避難確認>

- 家族の緊急時連絡方法を話し合っている
- 自宅からの避難場所を確認している
- 会社や学校等の外出先からの避難場所を確認している
- 避難場所までの経路を確認している

<家具の固定等>

- 家具は倒れないように固定している
- 家具の上に、重いものや危険なものを置かないようにしている
- 寝る場所の近くには、倒れてきそうな家具はない
- 万が一、家具が倒れても部屋の出入口はふさがれない
- ガラス付きの家具には、ガラス飛散防止フィルムを貼っている
- 食器棚等の観音開きの扉には、止め金をつけている

<住宅について>

- 家の耐震診断を受けた
- 家の内外にある危険箇所について知っている
(大雨時に氾濫の恐れのある河川、土砂崩れ発生の恐れのある斜面、ベランダ周り、屋根等)

<非常時持ち出し品一例>

- 飲料水(1人1日で水3リットルが必要とされています)
- 食品(缶詰、レトルト食品等。定期的に入れ替えて備蓄しましょう)
- 貴重品(通帳、現金、印鑑、保険証等)
- 救急用品(ばんそうこう、傷薬、目薬等。常備薬があれば忘れずに)
- 軍手
- 懐中電灯(予備の電池も準備しましょう)
- 携帯ラジオ(小型で軽いものが良いでしょう)
- その他(家族やあなたにとって「なければ困るもの」)

災害時の緊急速報メールを配信しています

避難勧告などの緊急かつ重要な情報伝達を多様化し、多くの市民の皆さんに迅速・確実にお知らせするため、携帯電話各社が提供する緊急速報メール(エリアメール)の活用を始めました。

配信する情報

- ・避難勧告、避難指示に関する情報、その他緊急かつ重要な情報(高萩市から配信)
- ・緊急地震速報(気象庁から配信)

緊急速報メールの特徴

- ・受信の事前申し込みは必要ありません。
- ・月額使用料や受信料は無料です。
- ・市域内の携帯電話へメールを配信するため、観光や仕事などで高萩市を訪れた人でも受信できます。

※全ての機種がエリアメール対応ではございません。対応機種の詳細は、お近くの携帯電話販売店などでお問い合わせください。対応機種は順次増えています。

乳幼児には 粉ミルク・ほ乳びん・おむつ・離乳食
妊婦には 新生児用品・母子手帳・ガーゼ等
要介護者には 常備薬・障害者手帳・お薬手帳等



平成25年度から 国民健康保険税の税率が改正されます

問合せ

保険医療課
徴税グループ
☎ 23-2117

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさんが病気やけがなどの時に、安心して医療が受けられるように保険給付を行い、その財源を加入者のみなさんが負担する国民健康保険税(国保税)と国・県の負担金、市(一般会計)からの繰入金などでまかなう、相互扶助により運営される医療制度です。

国保税の決め方

国保税は、75歳未満の国保加入者の医療費に充てられる「医療分」、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度への「後期高齢者支援金分」、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者としての「介護分」の3つの合算額です。

世帯として3つを合算した額を国保税として負担していただきます。

$$\text{国保税} = \text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護分}$$

税率改正の内容

平成24年度税率(改正前)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.06%	1.19%	2.03%
資産割	35.59%	7.01%	13.53%
均等割	20,600円	4,200円	7,900円
平等割	17,400円	3,500円	4,600円



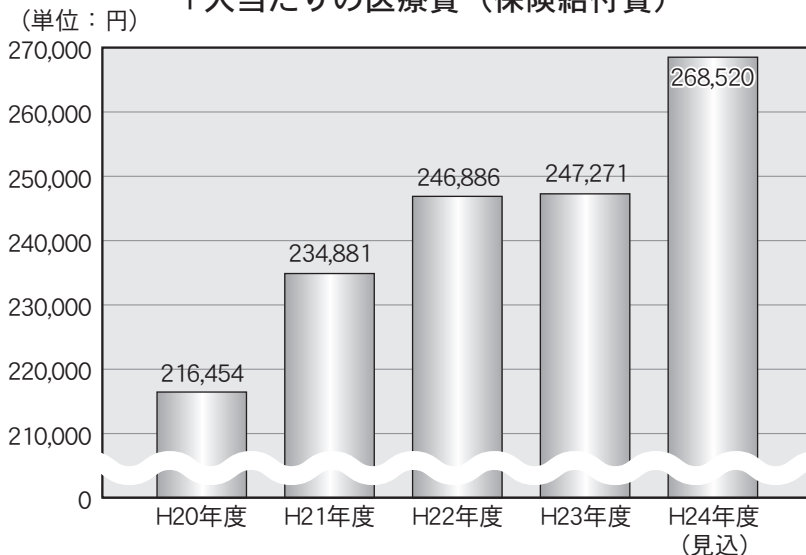
平成25年度税率(改正後)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.65%	1.40%	2.32%
資産割	37.50%	7.82%	13.59%
均等割	22,100円	4,800円	8,900円
平等割	18,200円	3,700円	4,700円

税率改正後の1世帯当たりの平均課税額の比較

改正前 課税額 137,032円 → 改正後 課税額 150,070円
 増税額 13,038円
 増税率 9.51%

1人当たりの医療費(保険給付費)



高齢化や医療の高度化などにより、「1人当たりの医療費」は年々増え続けています。

国民健康保険(国保)に加入している人が医療機関にかかったときの一部負担金を除く医療費は、加入者に納めていただく国民健康保険税、国や県などからの負担金でまかなうことになっていますが、財源に不足が生じているため、市ではこれまで市の財源(一般会計)からの多額の繰入金により補ってきました。しかし、国保の加入者は、他の社会保険に比べ高齢化の割合が高く、医療に要する費用が増加していることに加えて、後期高齢者支援分や介護納付分の負担金の増加も見込まれており、今後の国保の財政運営は大変厳しい状況にあります。市では国保事業の健全な財政運営を図るため、平成25年度から税率を改正せざるを得なくなりました。加入者の方には負担が増えることとなりますが、みなさんで助け合い支え合う国民健康保険制度の趣旨の観点から、ご理解ご協力をお願いいたします。